

農商工等連携事業

地域経済の基盤産業である農林水産業と商・工業等が産業間の壁を越えて連携。両者の強みを活かした新商品の開発や販路開拓等に取り組む中小企業者および農林漁業者に対して、法律^{※2}に基づき認定し、総合的に支援します。

※2：「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」（平成20年法律第38号）

農商工等連携とは

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、お互いの経営資源を持ち寄り新しい事業に挑戦することにより、新商品若しくは新サービスが実現し、互いの経営の向上を目指す取組。



法認定を取ろう！

中小企業者と農林漁業者が「農商工等連携事業計画」を作成

農政局・経産局等が認定

各種支援措置

支援
協力

中小企業基盤整備機構関東支部（P17）
食料産業クラスター協議会

等

認定を受けると
様々な支援を
受けられます。
（P15）

農商工等連携事業計画作成のポイント

- ✓ 中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を活用していること
- ✓ 新商品若しくは新サービスの開発、需要の開拓が実現すること
- ✓ お互いの経営の向上、経営の改善が実現すること

国の認定基準を教えてください。

認定基準のキーワードは、(1) 有機的連携、(2) 経営資源、(3) 新商品・新サービスの開発等、(4) 経営の改善の4つです。

1. 農林漁業者と中小企業者が「有機的連携」すること
2. お互いの「経営資源」を有効に活用すること
3. 「新商品・新サービスの開発等」を行う事業であること
4. 農林漁業者と中小企業者の「経営の改善」が実現すること

国の認定を受けるメリットは何ですか？

認定を受けた事業者に対しては、専門家によるアドバイスや販路開拓のサポートなどのほか、試作品開発や販路開拓のための市場調査等に対する補助（2/3補助）、設備投資減税（30%の特別償却又は7%の税額控除）、中小企業信用保証の特例、政府系金融機関の融資等の支援策が用意されております。

詳細は次のとおりとなります。

補助金

◆事業化・市場化支援事業

連携体が行う新商品開発(製品・サービス)に係る試作、実験、研究会、マーケティング、市場調査等にかかる経費を補助します。

補助金限度額2,500万円、但し技術開発を伴う場合3,000万円(上限)補助率2/3以内

問い合わせ先 各経済産業局及び沖縄総合事務局

融資

◆政府系金融機関による融資制度

農林漁業者の共同利用施設の取得等や、中小企業者の設備資金及び運転資金について、参画する事業者の返済能力に加え、連携プロジェクトの評価を加味した上で、政府系金融機関が優遇金利で、農商工等連携事業計画に参画する事業者向けに融資を行います。

問い合わせ先 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の各支店

◆小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業者等の設備資金について、無利子貸付の限度額を6,000万円に、また、同貸付割合を2/3以内に優遇します。

問い合わせ先 各都道府県中小企業支援センター

◆農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

中小企業者が農林漁業者の行う農業改良措置等を支援する場合に農業改良資金等(無利子)の貸付を受けることができます。また、当該資金の償還期間及び据置期間を延長します。

問い合わせ先 【農業改良資金】各都道府県農業改良資金担当課及び各農業改良普及センター
【林業・木材産業改善資金】各都道府県林業・木材産業改善資金担当課
【沿岸漁業改善資金】各都道府県沿岸漁業改善資金担当課

信用保証

◆中小企業信用保険法の特例

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会の債務保証について、次の措置を受けることができます。

*普通保証等の別枠設定

普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円、流動資産担保融資保証2億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができます。

*新事業開拓保証の限度枠拡大

新事業開拓保証の限度額が2億円から4億円(組合4億円から6億円)に拡大されます。

問い合わせ先 各都道府県信用保証協会

◆食品流通構造改善促進法の特例

食品の製造等の事業を行う中小企業者が金融機関から融資を受ける際、食品流通構造改善促進機構が債務保証等をする制度で、食品の製造等の事業を行う中小企業者は、当該認定事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証等を受けることができます。

問い合わせ先 財団法人食品流通構造改善促進機構構造改善部